

東京都認証保育所の 運営について



東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課



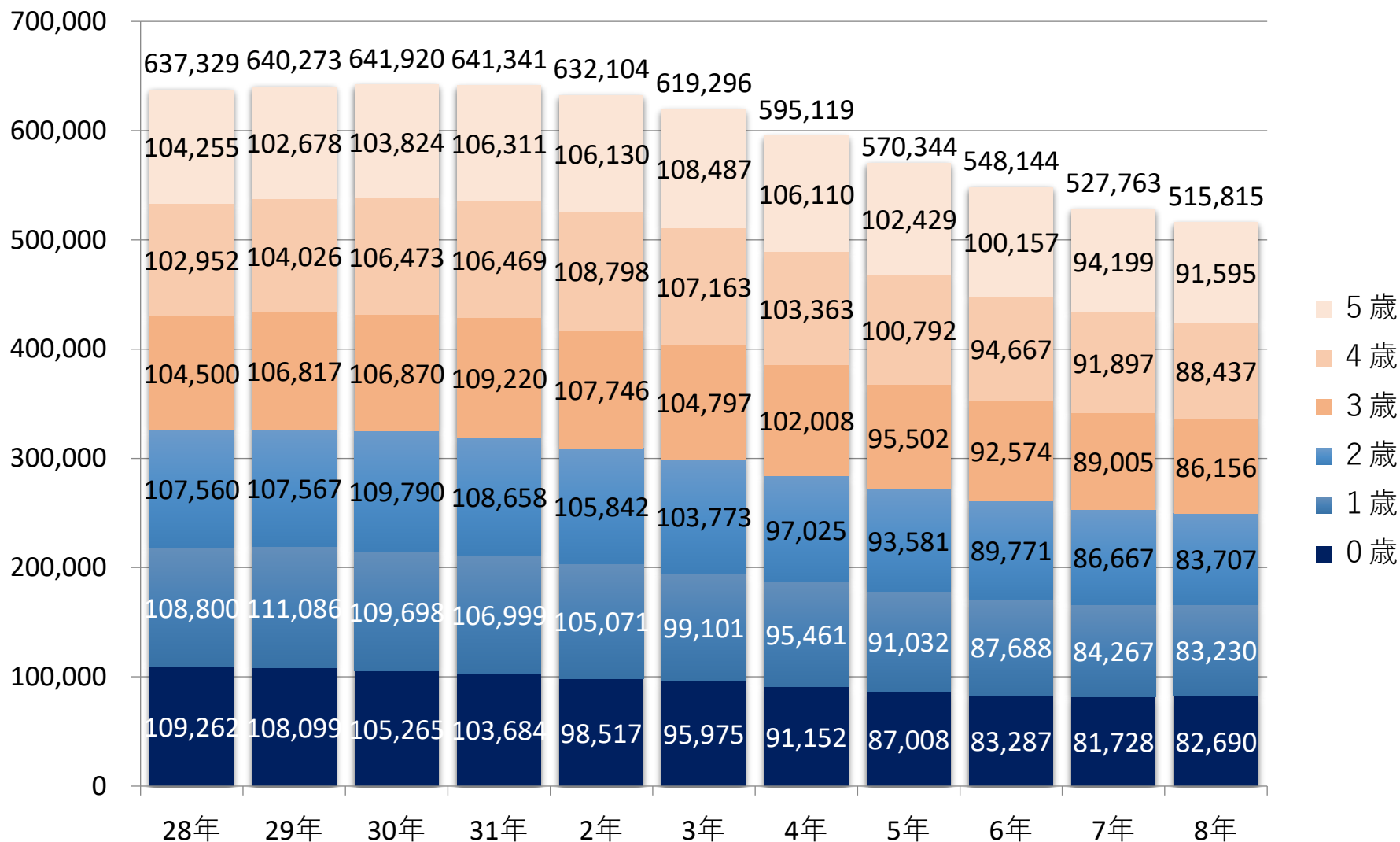
目 次

- I 東京の保育の動向
- II 認証保育所の現状
- III 重大事故の再発防止のための取組

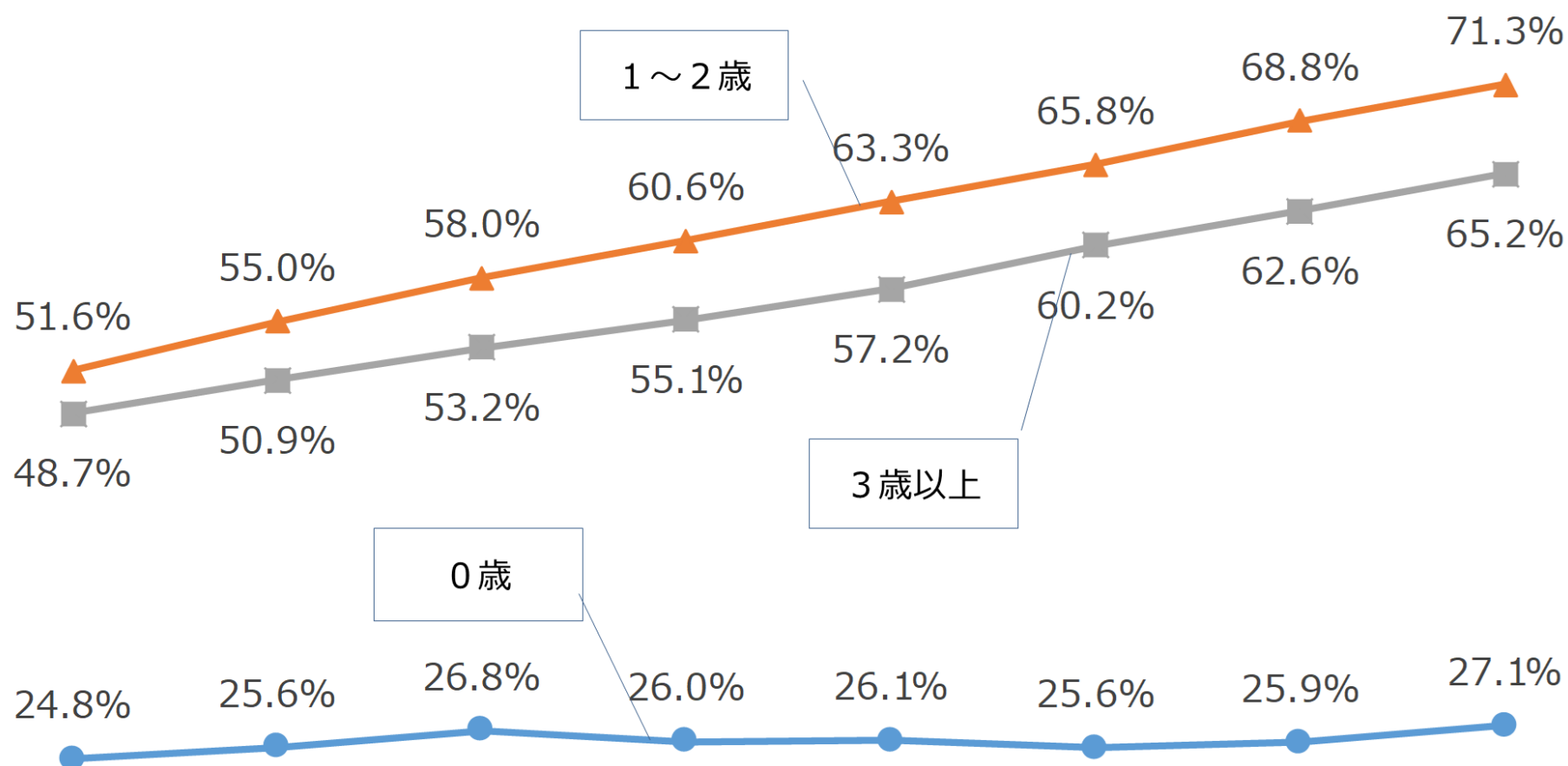


I 東京の保育の動向

都内の就学前児童人口の推移



都内の保育サービス利用率

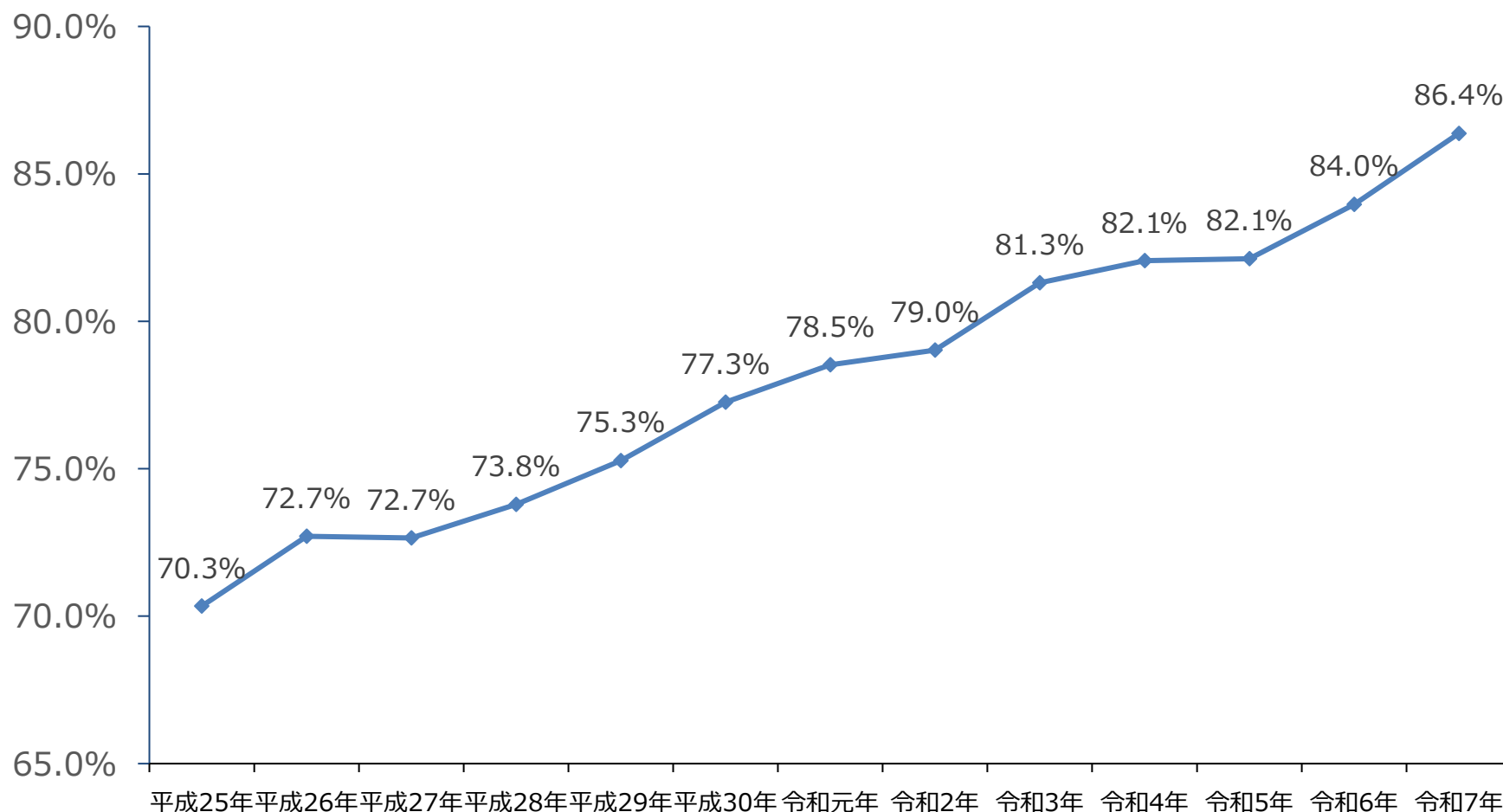


平成30年度 平成31年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

● 0歳児 ▲ 1～2歳児 ■ 3歳以上児



都内の女性の就業率（25歳～44歳）



資料:「東京の労働力」(東京都総務局)



都内の保育サービス、幼稚園利用児童（年齢別内訳）

令和7年度

区分	0 歳		1 歳		2 歳		3 歳		4 歳以上		計
保育サービス 利用児童	22,171人	27.1%	57,567人	68.3%	64,368人	74.3%	60,458人	67.9%	118,856人	63.9%	323,420人
幼稚園利用児童	-	-	-	-	-	-	27,553人	31.0%	63,144人	33.9%	90,697人
家庭等	59,557人	72.9%	26,700人	31.7%	22,299人	25.7%	994人	1.1%	4,096人	2.2%	113,646人
計 (就学前児童人口)	81,728人		84,267人		86,667人		89,005人		186,096人		527,763人

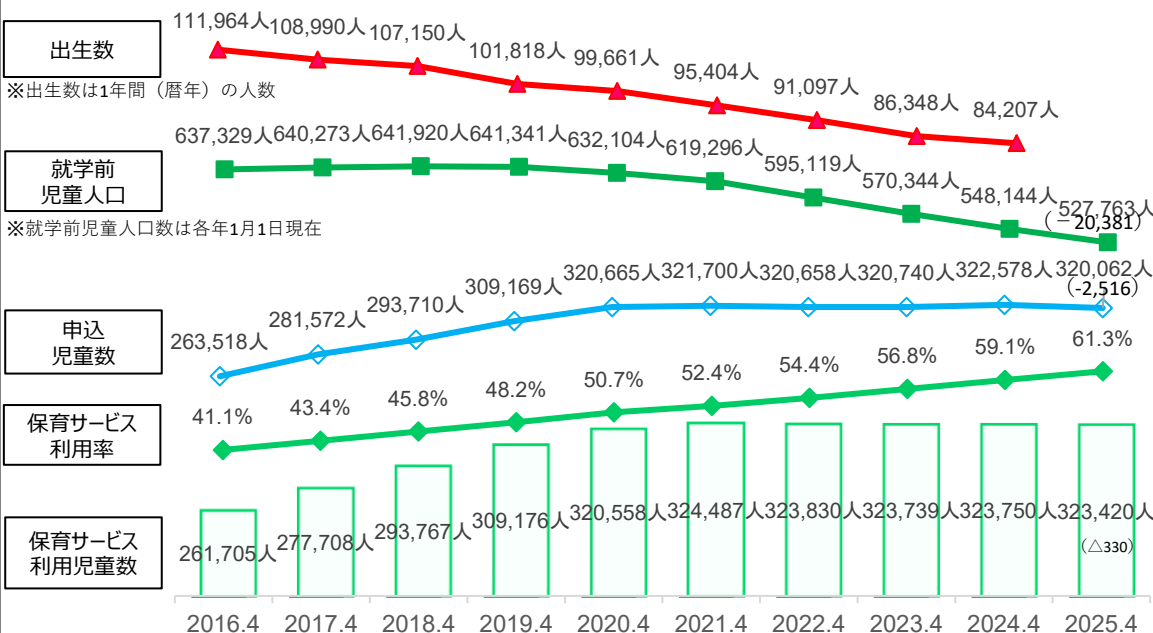
※保育サービス利用児童は令和7年4月1日現在、幼稚園利用児童は令和7年5月1日現在、就学前児童人口は令和7年1月1日現在。

保育サービスの整備状況と待機児童の状況

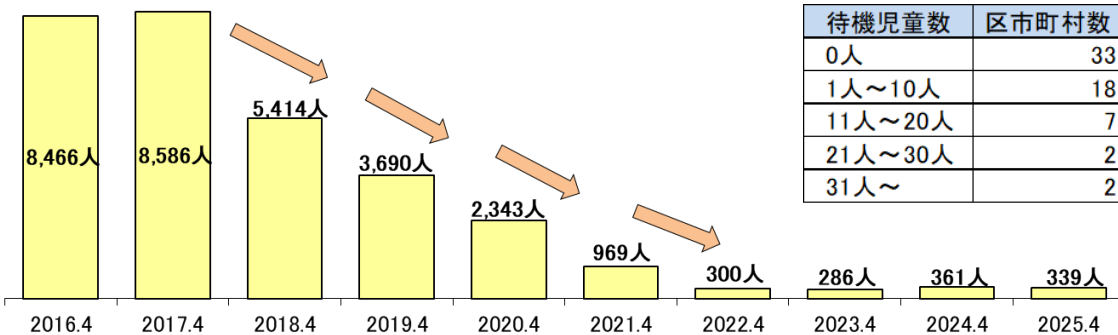
待機児童の状況と保育サービス利用児童数の推移

- ・令和7年の就学前児童人口は前年より20,381人減少。申込児童数は2,516人減少
- ・女性の社会進出による保育ニーズの増加（女性の就業率 H28：73.8% ⇒ R7：86.4%）
- ・保育サービス利用率は61.3%に上昇（R7利用児童数323,420人）
- ・待機児童数は、前年より22人減少し、339人

<保育サービス利用児童数等推移(各年4月1日現在)> () 前年比



<待機児童数推移(各年4月1日現在)>



【待機児童数別自治体数】

待機児童数	区市町村数
0人	33
1人～10人	18
11人～20人	7
21人～30人	2
31人～	2

保育サービス整備状況

※各欄下段は前年比

		2023年4月	2024年4月	2025年4月
認可保育所 (保育所型認定こども園を含む)	施設数	3,611施設 +42施設	3,623施設 +12施設	3,640施設 +17施設
	利用児童数	288,070人 ▲1,006人	287,492人 ▲578人	286,932人 ▲560人
認定こども園 (幼保連携型・幼稚園型)	施設数	119施設 +13施設	132施設 +13施設	140施設 +8施設
	利用児童数	9,654人 +1,306人	10,886人 +1,232人	11,179人 +293人
認証保育所	施設数	436施設 ▲28施設	412施設 ▲24施設	396施設 ▲16施設
	利用児童数	12,096人 ▲553人	11,847人 ▲249人	11,453人 ▲394人
小規模保育	施設数	521施設 ▲7施設	499施設 ▲22施設	495施設 ▲4施設
	利用児童数	6,629人 ▲146人	6,782人 +153人	6,573人 ▲209人
家庭的保育	利用児童数	1,168人 ▲32人	1,166人 ▲2人	1,067人 ▲99人
事業所内保育	利用児童数	633人 ▲23人	633人 +0人	629人 ▲4人
居宅訪問型保育	利用児童数	117人 ▲17人	124人 +7人	127人 +3人
定期利用保育	利用児童数	753人 +132人	705人 ▲48人	780人 +75人
企業主導型	利用児童数	667人 ▲10人	680人 +13人	691人 +11人
区市町村独自の家庭的保育	利用児童数	17人 +0人	16人 ▲1人	17人 +1人
区市町村独自の保育室等	利用児童数	3,935人 +258人	3,419人 ▲516人	3,972人 +553人
合計	利用児童数	323,739人 ▲91人	323,750人 +11人	323,420人 ▲330人



東京の保育ニーズを考える上でのポイント

○東京の就学前児童は子育て世帯の転入等で増加し続けてきたが、令和元年度から減少に転じ、その減少幅も大きくなっている。
(令和元年：64万人 ⇒ 令和8年：52万人)

○女性の就業率は上昇し続けており、共働き世帯が増加している。
(女性が働く環境の整備 ⇒ 保育ニーズの増大)

○就学前児童人口は減少に転じたものの、保育サービス利用率は増加傾向



Ⅱ 認証保育所の現状



「東京都認証保育所」制度の概要

認証保育所とは、

大都市特有の多様な保育ニーズに対応するため「0歳児保育」「13時間以上の開所」「利用者と保育所の直接契約」等の都独自の基準を満たした認可外保育施設のこと、平成13年度に創設

根拠規定：東京都認証保育所事業実施要綱

東京都認証保育所事業実施細目

＜認証保育所の特色＞

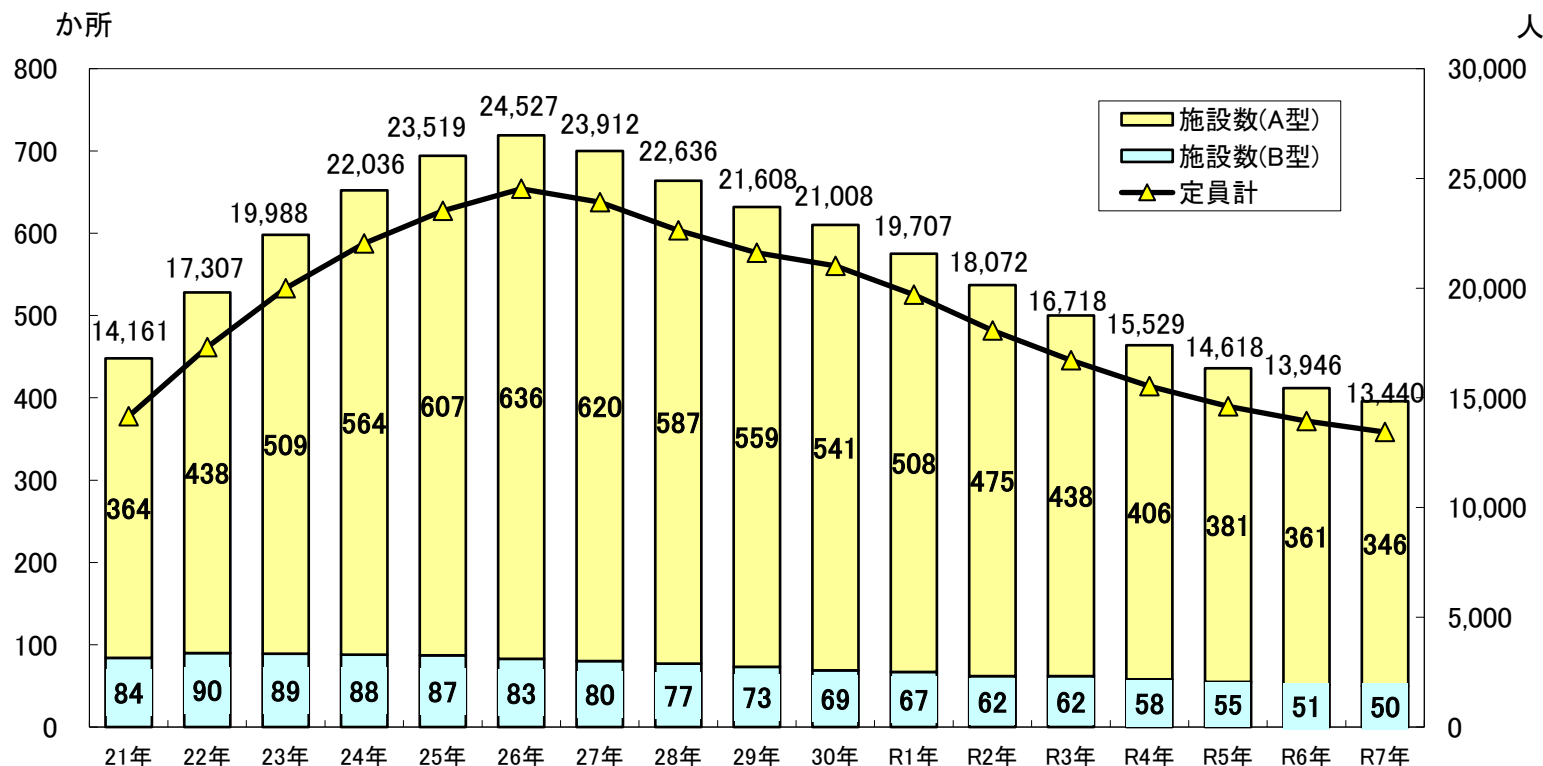
- 保育を必要とする全ての人を対象
- 0歳又は1歳児定員を必ず設定
- 低年齢児（0～2歳児）の定員を5割以上設定
- 13時間以上の開所
- 利用者と保育所の直接契約
- 保育料は一定の上限の範囲内で自由に設定
- 都独自の基準を設定し、適切な保育水準を確保

東京の多様な保育ニーズに
応えるとともに、現在
では待機児童の解消にも
大きく貢献している。



認証保育所の推移（R7.4時点）

施設数		定員
総数	396施設	13,440名
A 型	346施設	12,425名
B 型	50施設	1,015名





認可保育所と認証保育所の違い①

区 分	認可保育所	認証保育所
1 目 的 (設置根拠)	保育を必要とする乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法)	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)
2 設置主体	区市町村 社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等
3 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約
4 規 模	20人以上	① A型:20~120人 ② B型:6~29人
5 設置基準	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほふく室 (0、1歳児室)	1人当たり3.3㎡以上 (ただし、国が指定する期間・地域に限り、 年度途中2.5㎡まで弾力化可能)	① A型:3.3㎡以上(2.5㎡まで弾力化可能) ② B型:2.5㎡以上
保育室、遊戯室 (2歳以上児室)	1人当たり1.98㎡以上	同左
屋外遊技場	2歳児以上児1人当たり3.3㎡以上 (代替遊技場でも可)	① A型:2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (代替遊技場でも可) ② B型:特に規定なし



認可保育所と認証保育所の違い②

区 分	認可保育所	認証保育所
6 職 員	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	全て保育士 ※平成28年4月から保育士配置の特例あり	保育士以外の者も可 ただし、年齢別保育従事者職員定数の6割以上は保育士
配 置 基 準	0歳児 3人につき1人以上 1・2歳児 6人につき1人以上 3歳児 20人につき1人以上 4歳以上児 30人につき1人以上	同左
7 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
8 保育内容	保育所保育指針	同左
9 保 育 料	住民税課税額に応じた階層区分に基づき、区市町村が定める額を区市町村が徴収	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収 ＜上限額＞3歳未満児：104,000円 3歳以上児：101,000円 (月220時間以下の利用の場合)



認証保育所における「保育の質の向上」に向けた取組

◆ 研修事業

- 認証保育所施設長研修
- 認証保育所中堅保育士研修
- 認可外保育施設職員テーマ別研修 ※都内の全認可外保育施設を対象

◆ 指導監督

- 指導検査
認証保育所指導監督基準に基づき、定期的な立入調査を実施する。
- 運営指導
 - ・ 開設後間もない施設を対象に「認証保育所指導監督基準」の周知徹底を図り、保育の運営に不備があれば指導する。
 - ・ 認証保育所の質の向上を図るため、運営指導員が巡回し、改善指導や、より良い保育を実施してもらうための助言を行う。



【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置**を講じること等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①**支配性**、②**継続性**、③**閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン等)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談**を行いやすくなるための措置(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ⇒ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ⇒ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置**(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。



認定対象事業者

こども性暴力防止法の施行までの対応

こどもまんが
こども家庭庁

- 認定申請は、法の施行日(令和8年12月25日)から行うことができます。
- 以下の図は、施行後速やかに認定申請を行う場合の対応を示したものであり、実際の対応時期は申請時期によって異なります。

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料、研修教材等については別紙1を参照。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

国からの
周知資料等

▲
ガイドライン
(1月9日)

- 研修教材、解説動画・資料
○ 周知啓発資料
○ 報告・対応ルールひな型

△
事務手続
マニュアル
(予定)

⚠
法施行
(12月25日)

システム
登録

- ☐ GBizID取得
(法人・運営者等で取得)

※2 こども性暴力防止法関連システム(こまろうシステム)のアカウント登録は施行後に実施

犯罪事実
確認・
防止措置

- ☐ 制度についての従事者等への周知(犯罪事実確認の対象になる旨など)
☐ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定 ☐ 犯罪事実確認の実施体制整備(責任者の選任)
☐ 就業規則の見直し(不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し ※3 詳細は別紙2参照
☐ 採用過程での性犯罪前科の事前確認 ※3 詳細は別紙2参照

安全確保
措置

- ☐ 児童対象性暴力等対処規程の作成
☐ 体制整備(相談窓口設置・周知等)
☐ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
☐ 従事者向け研修の計画策定・実施
☐ 児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理
措置

- ☐ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備
☐ 情報管理担当者向け研修の実施

その他

- ☐ (委託・指定管理等を行っている場合) 共同認定申請に向けた役割分担の検討
☐ 事業者向け研修の受講



Ⅲ 重大事故の再発防止のための取組



事故統計

出典：教育・保育施設等における事故報告集計（内閣府子ども・子育て本部報道発表資料）

※「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」

（報告期間：令和6年1月1日から令和6年12月31日）

- 事故報告件数：2,429件（認定こども園、幼稚園・認可保育所等）
- 負傷等の報告は2,426件あり、そのうち骨折(1,901件)が最も多かった。
- 死亡事例は3件（0歳:1件、1歳:2件）
- 事故の発生場所は、施設内が2,196件（90%）であり、そのうち1,064件は施設内の室外で発生した。

【内訳】

負傷等	死亡
2,426件 (意識不明:12件、骨折:1,901件、火傷:8件、その他:505件)	3件 (SIDS 1件、窒息1件、病死1件)

【年齢別】

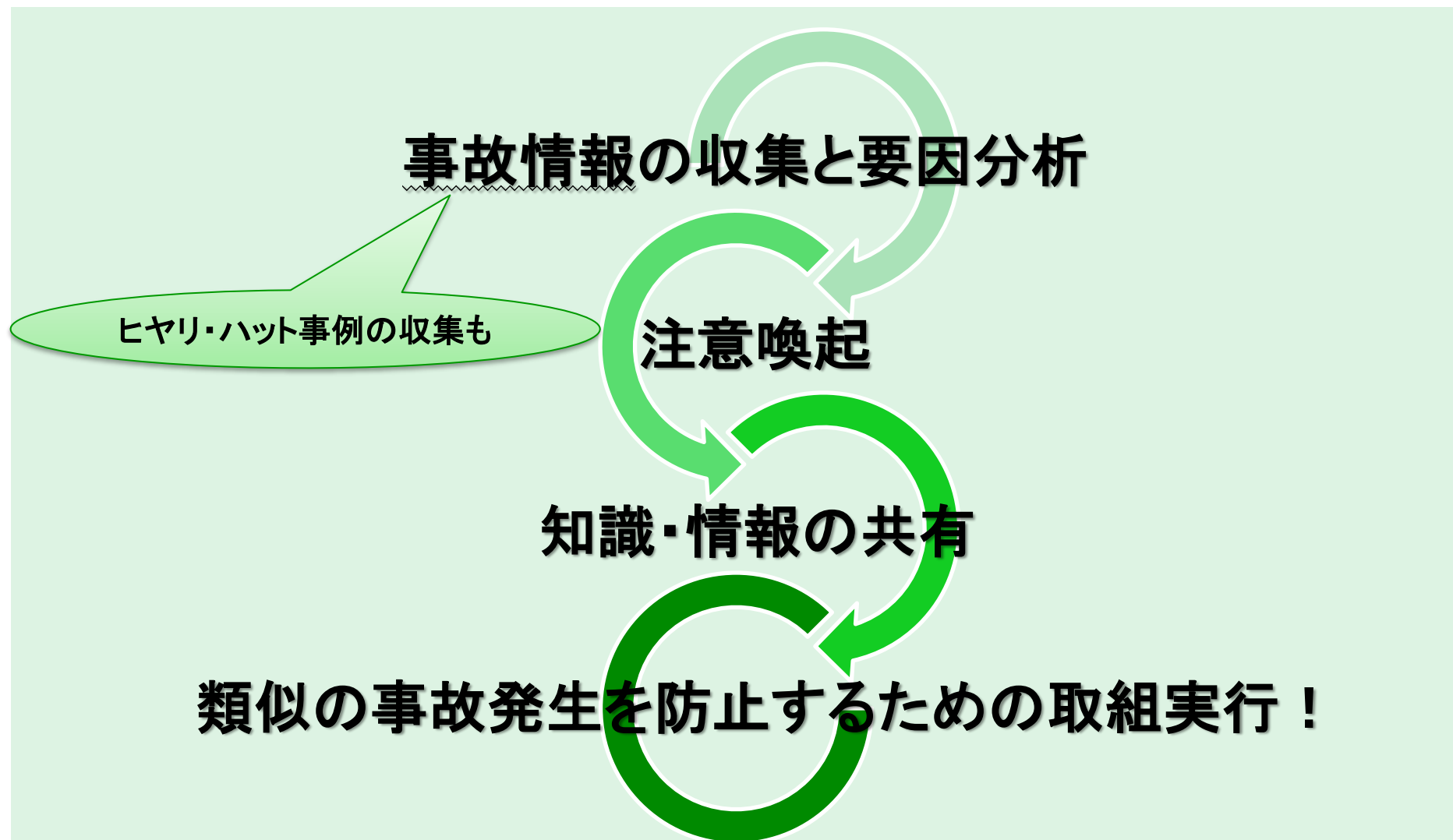
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後児童 クラブ等	合計
負傷等	6	90	214	349	526	801	439	1	2,426
死亡	1	2	0	0	0	0	0	0	3
合計	7	92	214	349	526	801	439	1	2,429

【場所別】

	園内(室内)	園内(室外)	園外	不明	合計
負傷等	1129	1064	233		2,426
死亡	3	0	0	0	3
合計	1132	1064	233	0	2,429



事故防止及び安全対策





東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書 (令和6年5月21日)の概要

～認可外保育施設で給食中に発生した誤嚥による死亡事故について～

1 検証委員会の概要と検証経過

- 平成28年5月、「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会」を設置
- 令和5年3月、本事例にかかる検証を開始。関係者のヒアリングや保護者からの情報をもとに課題や問題点を議論
- 令和6年5月21日、委員会から検証結果・提言の報告、報告書の公表

検証委員会メンバー（◎委員長、○副委員長）

学識 経験者	◎汐見 稔幸	一般社団法人家族・保育デザイン研究所 代表理事 東京大学名誉教授 白梅学園大学名誉学長
	○山本 真実	東洋英和女学院大学 人間科学部教授
医師	秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長
弁護士	朝比奈 和茂	弁護士
教育・ 保育関係者	折井 誠司	東京都社会福祉協議会保育部会副部会長
	和田 万希子	東京都国公立幼稚園・こども園長会会長
管理栄養士	堤 ちはる	相模女子大学栄養科学部 健康栄養学科教授

2 検証事案の概要

- 令和4年11月29日（火）の昼間、多摩地域に所在する認可外保育施設において、給食中、りんごを食べていた1歳5か月（0歳児クラス）の女儿が、眠そうな様子だったため、保育士が当該児を立たせ、口に指を入れてりんごをかき出したところ、泣いた後にぐったりとしたので、救命処置を行いながら、救急を要請し、意識不明のまま病院に搬送されたが、入院治療中に死亡した、と報告されている事例

3 明らかになった問題点や課題

- 心臓マッサージなど、行われた処置の検証は困難であるが、主任保育士と看護師が事故発生後に行った処置では、結果的に、誤嚥した疑いのあるりんごを除去できず、児童の死亡につながったこと。
- 食事中に児童に眠くなる様子が見られ、口の中に食物が残っていた場合の対応や、児童を驚かせてしまうと、息を吸い込み、食物が気道に詰まる危険があることを、保育従事職員向けにガイドライン等で具体的に示したものがなかったこと。
- 幼児食への移行に当たり、当該児の乳歯の発達状況の確認や、家庭の状況を聞き取った記録の共有が不十分なまま、判断されていたこと。
- 眠気のある児童に対して食事を提供するリスクの認識が不足し、児童が手を洗った後、眠気が覚めた様子を見て食事の提供を再開したこと。
- 事故前に起きた2つの誤嚥事例を通じて、誤嚥防止のための食事の介助について、職員による意見交換や保育内容の見直しが不足していたこと。



4 より良い保育の実現に向けた提言

検証委員会からの提言の主なポイント

【救命処置について】

- 保育所等において、全ての職員が、誤嚥を起こした児童に対して適切な処置を行えるよう、都は、救命講習の受講を促進するとともに、誤嚥の発生を想定した実践的な研修や訓練の実施を支援すること。

【食事の介助について】

- 都は、誤嚥が起こる仕組みや誤嚥のリスクの高い状況など、誤嚥を防止するための食事の介助をする際に注意すべきポイントを、保育従事職員に分かりやすく啓発すること。

【幼児食への移行について】

- 都は、保育所等が幼児食への移行を適切に判断できるよう、発達状況の目安や誤嚥のリスクの高い食材の取扱い等、注意すべき点を指導すること。合わせて、乳幼児を育てている家庭に対しても、区市町村と連携し、誤嚥のリスクの高い食材等について周知を図ること。
- 都は、幼児食への移行に当たり、家庭の食事の状況を確認できるチェックシートを作成すること。また、そのチェックシートを活用して、職員が保護者から十分に家庭での状況を聴き取り、保護者とともに離乳食の移行状況を確認できる記録を作成し、定期的に関係職員に情報共有を図るとともに、児童の発達状況を踏まえて判断するよう、改めて保育所等に注意喚起すること。

【眠気のある児童に対する食事の提供について】

- 都は、児童が食事提供中に眠気が生じた場合、誤嚥のリスクが高まることから、保育従事職員が無理に食べさせないなど適切な対応方法や誤嚥につながるリスクの高い行動について、改めて保育所等に注意喚起すること。
- 保育所等において、児童が食事中に眠くなった場合の対応や誤嚥防止のための適切な食事の介助に関するマニュアル等を作成できるよう、都は、国と連携して、有識者の意見を聴きながら、必要な情報提供を行うこと。

【誤嚥防止のための注意喚起について】

- 都は、誤嚥事例の再発を防止するため、事業者自らによる園内の保育の振り返りや事故の原因となるリスクを取り除くための取組を促進すること。

【事故防止の取組について】

- 都は、認可外保育施設においても、職員間の情報共有や意見交換が促進され、保育内容の見直しにつながるよう、外部研修の充実や研修等に参加しやすい環境整備を図ること。

東京都作成研修動画 「保育所における乳幼児期の子供の発達段階に合わせた安全な食事提供のために」

東京都では、保育施設での食事提供に関する事故防止の取組を促進するため、**日常の保育現場での食事提供における留意点等**を分かりやすくまとめた動画を作成しました。

保育現場での乳幼児の食事提供にあたり、保育施設内の研修や教育指導にご活用ください。

また、本動画視聴後には、全ての保育従事職員で意見交換を図り、保育内容の確認・見直しにつなげてください。

(動画へのリンク)



https://youtu.be/giFZ_3miGdo



(問い合わせ)

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課地域保育担当

電話：03-5321-1111 (代表)

(内線) 32-787